

広島県高等学校授業料減免等事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十二号

広島県高等学校授業料減免等事業基金条例を廃止する条例

広島県高等学校授業料減免等事業基金条例（平成二十一年広島県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年七月十日から施行する。

（広島県高等学校等奨学金特別会計条例の一部改正）

2 広島県高等学校等奨学金特別会計条例（平成十四年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は広島県高等学校授業料減免等事業基金」を削る。